

滋賀県立玉川高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は滋賀県立玉川高等学校同窓会と称し、事務局を滋賀県立玉川高等学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と本会の振興をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡および親睦
- (2) 会誌等の発行
- (3) 母校発展のための援助
- (4) その他必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 滋賀県立玉川高等学校の卒業生および常任委員会で承認された者。
- (2) 特別会員 滋賀県立玉川高等学校の現教職員。
- (3) 客員 滋賀県立玉川高等学校の旧教職員。

(支 部)

第5条 本会は、地域別または職域別に支部を設けることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 委員 若干名
- (4) 常任委員 若干名
- (5) 会計 2 名
- (6) 監査委員 若干名
- (7) 理事 若干名
- (8) 幹事 若干名

第7条 本会に顧問を置く。滋賀県立玉川高等学校長を顧問とする。

第8条 本会に名誉会長を置くことができる。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときはその仕事を代行する。
- (3) 委員および常任委員は、会務を評議し、企画運営にあたる。
- (4) 会計は会計事務を処理する。
- (5) 監査委員は本会の経理を監査する。
- (6) 理事は、支部を代表し、会長の委嘱を受けて本会の運営に協力する。
- (7) 幹事は、会務を処理する。

第10条 役員は次の方法によって選出する。

- (1) 会長、副会長、監査委員と会計のうち1名は、委員会において正会員の中から選出する。
- (2) 委員は、所属学年度の正会員から2名を選出する。
- (3) 常任委員は、委員会の承認を経て会長が委嘱する。
- (4) 会計1名と幹事は、特別会員から会長が委嘱する。
- (5) 役員に欠員が生じたときは補選、または会長が委嘱しておぎなう。

第11条 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(機 関)

第12条 本会に次の機関を設ける。

- (1) 総会 毎年1回開催する。役員承認の他、本会の事業等を審議する。また、必要に応じて会長が召集できる。
- (2) 委員会・常任委員会 総会の開催前、または会長の要請に応じて開き、会務を協議する。
- (3) 役員会 会長、副会長、会計、幹事で構成し、会長の要請により、随時本会の運営について必要な事項を審議する。

(会 計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第14条 正会員は入会と同時に入会金および会費計 3,000 円を納入する。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

(その他)

第16条 正会員は、現住所、進路先(勤務先)、氏名、その他身上の変更を生じた時は、その都度すみやかに事務局に報告する。

第17条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の同意があれば、改正することができる。ただし、第14条・入会金、会費の改正は役員会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

附 則

昭和 61 年 3 月 1 日制定

平成 4 年 6 月 6 日改正

平成 23 年 8 月 28 日改正

平成 26 年 5 月 17 日改正